

1年保存

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長 安全衛生部労働衛生課長
	有 ・ 無制限
平成20年6月23日から 平成21年6月22日まで	

基 監 発 第 0 6 2 3 0 0 1 号
基 安 労 発 第 0 6 2 3 0 0 1 号
平 成 2 0 年 6 月 2 3 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
監 督 課 長
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

ずい道等建設工事における指導等実施状況の報告について

今般、改正された粉じん障害防止規則の対象となる作業が行われているずい道等建設工事に対する平成20年度における監督指導、個別指導及び計画届の実地調査（以下「指導等」という。）の実施状況について、下記により、報告方願います。

なお、本報告は、第7次粉じん障害防止総合対策で重点としている、ずい道等建設工事における今般の粉じん障害防止規則の改正内容に係る指導等の実施状況に限って実施するものであり、平成20年度分について報告を求めるものであることを申し添える。

記

都道府県労働局労働衛生主務課においては、次の期間ごとの指導等の実施状況を別紙様式によりとりまとめ、それぞれ、4月～7月に指導したものについては8月末日、8月～11月に指導したものについては12月末日、12月～平成21年3月に指導したものについては平成21年4月末日までに、本省安全衛生部労働衛生課（じん肺班）あて送付（FAX可）すること。

ずい道等建設工事※に対する指導等実施状況報告(平成20年度 月～ 月分)

ずい道等建設工事の指導等の実施現場数及び事業場数	うち、右欄の条文違反がある現場数及び事業場数	該当条文 (粉じん則)	違反現場数、事業場数	
			現場数	事業場数
()現場 うち、実地調査 ()現場	()現場	6条の2	()現場	()事業場
		6条の3	()現場	()事業場
()事業場 うち、実地調査 ()事業場	()事業場	6条の4	()現場	()事業場
		24条の2	()現場	()事業場
		27条第2項	()現場	()事業場

※本表に記入する対象のずい道等建設工事は、改正された粉じん則の対象となる作業が行われているものであること。

※ずい道等建設工事が分割発注されている場合については、1工区を1現場として計上するものとする
※該当がない場合であってもその旨報告すること。